

件名	県営土地改良事業分担金徴収条例等の一部を改正する条例
主管課	農地整備課、港湾海岸課、漁港課、土木管理課
根拠法令等	地方財政法、土地改良法、漁港漁場整備法
<p>【改正の概要】</p> <p>県営土地改良事業、愛媛県港湾事業、愛媛県漁港施設事業及び愛媛県土木建設事業における事務費に係る市町負担等を廃止するため、関連条例の一部を改正する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 県営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正 地元が負担すべき事業費から事務費を除くことを明示。 2 愛媛県港湾管理条例の一部改正 市町が負担すべき事業費から事務費を除くことを明示。 3 愛媛県漁港施設事業負担金条例の一部改正 市町が負担すべき事業費から事務費を除くことを明示。 4 愛媛県土木建設事業負担金条例の一部改正 市町が負担すべき事業費から事務費を除くことを明示。 	
施行日	平成 22 年 4 月 1 日
<p>【その他参考事項】改正理由</p> <p>国直轄事業の地方負担制度が見直され、平成 22 年度から業務取扱費（事務費）に係る地方負担が全廃されることから、同様に愛媛県が行う県営土地改良事業、愛媛県港湾事業、愛媛県漁港施設事業及び愛媛県土木建設事業においても負担制度を見直し、事務費に係る市町負担等を廃止することとなった。</p>	